

# 神奈川県公営企業管理者における個人情報の保護に関する法律施行規程の改正について

## 1 改正の概要

個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 76 条第 1 項の規定に基づく保有個人情報の開示請求に係る手続について、令和 8 年度より電子情報処理組織（e-kanagawa 電子申請システム）による電子申請及び電子納付を導入することに伴い、神奈川県公営企業管理者における個人情報の保護に関する法律施行規程（以下「規程」という。）における写しの送付に要する費用の納付方法に係る規定を一部改正するものである。

電子申請及び電子納付の導入は、知事部局においてもなされるため、知事における個人情報の保護に関する法律施行規則の改正と同様の改正となる。

## 2 改正の内容

送付に要する費用の納付方法について、電子情報処理組織（e-kanagawa 電子申請システム）を使用した電子納付に係る条項を新設する。（第 10 条）

## 3 施行日

令和 8 年 5 月 1 日